

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和7年6月27日

金曜日

号外

目次

規則

- 富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則等の一部を改正する規則 1
- 富山県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則 2
- 富山県総合デザインセンター条例施行規則の一部を改正する規則 3
- 富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則 4

告示

- 入札及び契約に係る情報の公表方法 6
- 洪水浸水想定区域等の指定 7

公告

- 随意契約の相手方等の公示 10
- 農地を利用する権利の設定の裁定申請 11

規則

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和7年6月27日

富山県知事 新田 八朗

富山県規則第42号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則等の一部を改正する規則

(富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第1条 富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年富山県規則第35号）の一部を次の

ように改正する。

第5条の表の2の項から6の項までを次のように改める。

2から6まで 削除	
-----------	--

(富山県温泉法施行規則の一部改正)

第2条 富山県温泉法施行規則（平成12年富山県規則第6号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「（富山市の区域内にあつては、富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年富山県条例第50号）第2条の規定に基づく富山市）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、掘削、増掘若しくは動力を装置しようとする場所、温泉がゆう出する場所又は温泉の採取を行おうとする場所が富山市の区域内にあるものは、直接知事に提出するものとする。

第21条第3項中「又は富山市」を削る。

(富山県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正)

第3条 富山県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（平成14年富山県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「（富山市の区域内にあつては、富山県知事の権限に属する事務の特例に関する条例（平成11年富山県条例第50号）第2条の規定に基づく富山市）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、営業所の所在地が富山市の区域内にあるものは、直接知事に提出するものとする。

第3条第2項中「正副2通」を「厚生センターを経由するものにあつては正副2通、直接知事に提出するものにあつては1通」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(ワンチームとやま推進室)

富山県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第43号

富山県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

富山県港湾管理条例施行規則（昭和37年富山県規則第36号）の一部を次のように改正する。

様式第16号中

使 用 区 分	艇庫	栈橋	艇置場
---------	----	----	-----

を

使 用 区 分	栈橋	物揚場	艇庫	艇置場
---------	----	-----	----	-----

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の富山県港湾管理条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（港 湾 課）

富山県総合デザインセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第44号

富山県総合デザインセンター条例施行規則の一部を改正する規則

富山県総合デザインセンター条例施行規則（平成11年富山県規則第61号）の一部を次のように改正する。

別表2の2の表中

「マシニングセンター	1式1時間 につき	2,370円
------------	--------------	--------

を削る。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(成長産業推進室)

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年6月27日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第45号

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成28年富山県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第3条中「から第3項まで」を削る。

別表第1第2項から第4項までを削り、同表第5項中「別表第1第1項第5号」を「別表第1第1項第2号」に改め、同項を同表第2項とし、同項の次に次の2項を加える。

- 3 条例別表第1第2項第1号の規則で定める事務は、県立の高等学校の生徒に対する学習者用端末の貸与（以下「県立学校学習者用端末貸与」という。）の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

- 4 条例別表第1第2項第2号の規則で定める事務は、県立の高等学校の生徒に対する学習者用端末の購入に係る補助金（以下「県立学校学習者用端末購入等支援事業費補助金」という。）の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

別表第1第6項及び第7項を削り、同表第8項中「別表第1第2項第1号」を「別表第1第2項第3号」に改め、同項を同表第5項とし、同表第9項中「別表第1第2項第2号」を「別表第1第2項第4号」に改め、同項を同表第6項とし、同表第10項中「別表第1第2項第3号」を「別表第1第2項第5号」に改め、同項を同表第7項とし、同表第11項中「別表第1第2項第4号」を「別表第1第2項第6号」に改め、同項を同表第8項とし、同表第12項及び第13項を削る。

別表第2の2の項から4の項までを削り、同表の5の項中「規定する生活保護実施関係情報」を「規定する生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）」に、「外国人生活保護実施関係情報」を「生活に困窮する外国人に対する生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施、同法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更、同法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更又は同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）」に改め、同項を同表の2の項とし、同項の次に次のように加える。

3 条例別表第2の県立学校学習者用端末貸与事務であって規則で定めるもの	県立学校学習者用端末貸与の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者に係る就学支援金関係情報
4 条例別表第2の県立学校学習者用端末購入等支援事業費補助金購入等支援事業費補	県立学校学習者用端末購入等支援事業費補助金の交付の申請に係る事実	当該申請を行う者に係る就学支援金関係情報

の規定に基づき、同令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までの規定による公表の方法を次のとおり定める。

令和7年6月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 インターネットを利用して閲覧に供する方法

入札情報サービス又は富山県ホームページにおいて公表する。

2 閲覧所を設けて閲覧に供する方法

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）別表第1（第3条関係）及び別表第2（第3条関係）に規定する機関（以下「機関」という。）にあってはそれぞれの機関に係る事項を当該機関が設置されている庁舎に、その他の機関等（以下「機関等」という。）にあってはそれぞれの機関等に係る事項を当該機関等が設置されている庁舎に閲覧所を設けて公表する。

附 則

この告示は、令和7年7月1日から施行する。

（管 理 課）

富山県告示第291号

洪水浸水想定区域等の指定について

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項及び第3項の規定により、洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により公表する。

なお、関係図面は、富山県土木部河川課及び次の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年6月27日

富山県知事 新 田 八 朗

洪水浸水想定区域等の指定に係る河川の名称	縦覧場所
片貝川水系片貝川	富山県新川土木センター
片貝川水系東又谷水流	
片貝川水系布施川	
片貝川水系小川寺川	
片貝川水系田糲川	
片貝川水系南又谷水流	
角川水系角川	
角川水系坊田川	
角川水系大座川	
角川水系入川	
中川水系中川	
境川水系水上谷	富山県新川土木センター 入善土木事務所
笹川水系七重谷川	
木流川水系横尾川	
寺川水系寺川	
小川水系小川	
小川水系舟川	
小川水系導善寺川	
入川水系入川	
平曾川水系平曾川	富山県富山土木センター
神通川水系太田川	
神通川水系井田川	
神通川水系山田川	
神通川水系大玉生川	
神通川水系仁歩川	
神通川水系野積川	
神通川水系茗ヶ原川	
神通川水系別荘川	
神通川水系久婦須川	
神通川水系峠川放水路	
神通川水系合場川	
神通川水系磯川	
神通川水系湯谷川	
神通川水系辺呂川	
神通川水系下ノ谷川	
神通川水系峠川	
神通川水系赤江川（山田川支川）	
神通川水系宮島川	
神通川水系祖母川	
神通川水系田島川	
神通川水系筏川	
神通川水系四ツ谷川	
神通川水系冷川	
神通川水系松川	
神通川水系佐野川	
神通川水系赤江川（いたち川支川）	
古川水系古川	

上市川水系上市川	富山県富山土木センター 立山土木事務所
上市川水系郷川	
上市川水系平塚川	
上市川水系小又川	
白岩川水系白岩川	
白岩川水系栃津川放水路	
白岩川水系栃津川	
白岩川水系高野川	
白岩川水系寺田川	
白岩川水系須山川	
白岩川水系虫谷川	
小矢部川水系地久子川	富山県高岡土木センター
小矢部川水系和田川	
小矢部川水系中川	
小矢部川水系岸渡川	
小矢部川水系荒又川	
小矢部川水系山王川	
小矢部川水系唐俣川	
小矢部川水系乱馬川	富山県高岡土木センター 小矢部土木事務所
小矢部川水系上黒石川	
小矢部川水系坂又川	
小矢部川水系中川（坂又川支川）	
小矢部川水系田川谷内川	
小矢部川水系矢波川	
小矢部川水系湯道丸川	
小矢部川水系久利須川	
小矢部川水系砂川	
小矢部川水系毘沙門川	
小矢部川水系藪波川	
小矢部川水系関川	
小矢部川水系砂馳川	
小矢部川水系本堂川	
小矢部川水系膿川	
小矢部川水系砺波川	
小矢部川水系五郎丸川	
小矢部川水系八講川	
小矢部川水系合又川	
小矢部川水系御手洗川	
小矢部川水系清水川	

庄川水系庄川	富山県砺波土木センター
庄川水系境川	
庄川水系湯谷	
庄川水系船牛首谷	
庄川水系小谷川	
庄川水系梨谷川	
庄川水系利賀川	
庄川水系坪野川	
庄川水系和田川	
小矢部川水系小矢部川	
小矢部川水系渋江川	
小矢部川水系山田川	
小矢部川水系野川	
小矢部川水系大門川	
小矢部川水系大門川分水路	
小矢部川水系西大谷川	
小矢部川水系中江川	
小矢部川水系古川	
小矢部川水系大井川	
小矢部川水系吐川	
小矢部川水系赤祖父川	
小矢部川水系利波川	
小矢部川水系小谷谷川	
小矢部川水系池川	
小矢部川水系打尾川（小矢部川支川）	
小矢部川水系二ツ屋川	
小矢部川水系明神川	
小矢部川水系吉谷川	
小矢部川水系浦谷川	
小矢部川水系糸谷川	
小矢部川水系大谷川	
小矢部川水系太谷川	
小矢部川水系打尾川（山田川支川）	
小矢部川水系蛇谷川	

公 告

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和 7 年 6 月 27 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

救助ホイス装置の修繕

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県警察本部警務部会計課 富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和 7 年 5 月 23 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社ジャムコ

東京都新宿区四谷 4 丁目 1 番地

5 随意契約に係る契約金額

金 45,270,500 円（うち消費税及び地方消費税額 金 4,115,500 円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既調達物品等につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達を含む修繕をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者が修繕をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため。

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和27年法律第 229号）第41条第1項の規定により、富山県農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 27 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
中新川郡立山町下段3番	田	1,981㎡
中新川郡立山町金剛寺 184番	田	2,998㎡
中新川郡立山町坂井沢16番	田	1,792㎡
中新川郡立山町坂井沢17番	田	3,028㎡
中新川郡立山町坂井沢18番	田	2,995㎡
中新川郡立山町坂井沢19番	田	2,996㎡
中新川郡立山町坂井沢20番	田	2,996㎡
中新川郡立山町坂井沢23番	田	2,631㎡
中新川郡立山町坂井沢24番	田	1,588㎡

2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第33条第1項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」に該当する。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

所在及び地番	農地を利用する 権利の始期	存続 期間	借賃に相当する 補償金の額
中新川郡立山町下段3番	令和7年12月31日	5年	37,635円
中新川郡立山町金剛寺 184番	令和7年12月31日	5年	56,960円
中新川郡立山町坂井沢16番	令和7年12月31日	5年	34,045円
中新川郡立山町坂井沢17番	令和7年12月31日	5年	57,530円
中新川郡立山町坂井沢18番	令和7年12月31日	5年	56,905円
中新川郡立山町坂井沢19番	令和7年12月31日	5年	56,920円
中新川郡立山町坂井沢20番	令和7年12月31日	5年	56,920円

中新川郡立山町坂井沢23番	令和 7 年12月31日	5 年	49, 985円
中新川郡立山町坂井沢24番	令和 7 年12月31日	5 年	30, 170円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和 7 年 7 月11日

(2) 提出先

〒930-0004 富山市桜橋通り 5 番13号 富山興銀ビル10階

富山県農林水産部農業経営課

(電話 076-444-3269)

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

6 農地中間管理機構からの依頼により以下事項について、公告する。

当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 1 項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。

